

宝暦騒動における高鷲村関係者(2)

金森氏は二度の国替え、江戸屋敷の火災、将軍の側近くに仕える役職で、生活が派手に成り財政が苦しくなったので、年貢の取り方をこれまでの定免取から検見取に変えようとした。これが百姓たちは死活問題となることから反対して、集会を開き、傘連判状を作成して一致団結し、検見取しないように藩主に訴えた。これを宝暦騒動(郡上一揆)といい、鷲見郷からは切立村の喜四郎や向鷲見村の弥十郎・五郎作らが参加し、駕籠訴や箱訴を繰り返し、金森藩及び幕府の幕閣までが、取りつぶし・切腹、改易などの処罰されることになった。百姓側の数は、打首獄門 14 名、牢死 18 名、金森氏側は改易、役人の死罪 2 人の処罰であった。鷲見郷では向鷲見の弥十郎と五郎作が打ち首、牢死した人は切立村の喜四郎、西洞村の与惣左衛門、孫次、鮎走村の円七、弥七の 5 名であった。郡上藩の領主が青山氏に変わり、宝暦の郡上一揆が終息すると鷲見郷に落ち着きが出てきた。

宝暦騒動における高鷲村関係者

(高鷲村史から)

那留ヶ野の傘連判状：切立村：喜四郎、向鷲見村：弥十郎、五郎作 (50 名) 宝暦 4 年

江戸藩邸へ出訴・・・40 名 宝暦 5 年 8 月 13 日郡上出発

江戸出訴への使いとして：鮎走村・・・甚左衛門(江戸の島村良泉にだまされる)

宝暦 5 年秋立者で郡外へ逃げた者：切立村・七右衛門、向鷲見村・長五郎(莊川郷へ)

鷲見八ヶ村の寝者、立者内訳

鮎走村：53 戸内立ち 48 戸、寝 5 戸内 1 戸庄屋

切立村：24 戸内立ち 17 戸外 2 戸水呑、寝 7 戸

向鷲見村：48 戸内立ち 36 戸外 7 戸水呑、寝 5 戸

中切村：29 戸内立ち 17 戸、寝 12 戸

穴洞村：5 戸内立ち 3 戸、寝 2 戸

西洞村：60 戸内立ち 52 戸、寝 8 戸

鷲見村：35 戸内立ち 35 戸

籠訴：切立村・・・喜四郎 宝暦 6 年 11 月 26 日 酒井忠寄へ

籠訴人村預請書・・・穴洞村・・・庄屋伝右衛門、定助、作次郎

宝暦 7 年 1 月 18 日

箱訴：向鷲見村・弥十郎

6 人(喜四郎と前谷村定次郎は表面に出ず) 宝暦 8 年 4 月 2 日

箱訴願書の署名：向鷲見村・・・吉右衛門(五郎作のことか)

箱訴の願書に記してある歩岐島騒動時に藩の役人等に傷つけられた者の一覧に見られる

人名：鮎走村・・・円七、弥七郎、弥次兵衛 西洞村・孫治郎、与惣右衛門

駕籠訴が採用されたことから立ち者誓約書(「心底堅めの事」)

に書かれている人名

鮎走村・・・徳右衛門、助兵衛、又右衛門、久三郎

西洞村・・・与兵衛、長七、庄兵衛、善三郎、久七、治郎兵衛

鷲見村・・・治郎左衛門、与左兵衛、七郎右衛門

向鷲見村・・・与吉、太郎右衛門、長五郎

切立村・・・吉兵衛、善次郎、孫左衛門、忠右衛門

中切村・・・久左衛門、与惣左衛門、万九郎

穴洞村・・・弥市

正ヶ洞村・・・惣左衛門

江戸にて死亡の者：向鷲見村・・・弥十郎、五郎作(吉右衛門)

宝暦4年～8年にかけて：西洞村・与左衛門、孫次、切立村・喜四郎、鮎走村・弥七

上記の内、高鷲村史と白石博男著「郡上藩宝暦騒動」に記されている人名について述べる。

切立村喜四郎：喜四郎が宝暦騒動において果たした役割は帳締谷の寄合の中にもその名があり、駕籠訴を断行した6人の内の一人で、宝暦7年から村預けとなっていた。宝暦8年の歩岐島騒動の直後、前谷村の定次郎と一緒に脱走して江戸に行き箱訴の裏方として活動した。同年8月に定次郎・付添二人と共に駆込み訴えという形で自首し、牢屋に入れられた。郡上駕籠訴・箱訴の人達を牢屋敷に入れられ、そこで与力が拷問を入れた吟味をした。11月になると喜四郎は病気になる。26日に訴訟の結末を見ることもなく牢死した。喜四郎の生家は、半十郎家と言ひ、庄屋株を持っていたと古文書には記してある。

向鷲見村弥十郎：宝暦8年3月に剣村藤次郎と共に関寄合所を立てて飛脚として江戸に向かい江戸到着直後には箱訴の願人6人の一人となった。弥十郎は8月に評定所に呼ばれ、尋問の上、入牢となった。12月評定所判決となり、他の箱訴人と共に願いの頭取に当たるとして死罪を申し渡され処刑された。

向鷲見村吉右衛門〔五郎作〕：吉右衛門は幼名五郎作といい、思慮深く、算術が達者な人物であった。上保筋の帳元として、帳元歩岐島村四郎左衛門の片腕であり、鷲見郷はもとより、上保筋全体にわたって奔走していた。宝暦7年上保北部の立者たちは二日町村の寝者の家を襲い、庄屋久右衛門を襲った。宝暦8年には江戸において、立者8人とともに訴状を北町奉行依田出雲守役宅へ差し出したが、受理されなかった。同年4月の箱訴にあたっては喜四郎と同じく陰の活動をしたが、箱訴にはその名を連ねなかった。評定所の裁許の申し渡しにはその罪を取り上げられている。評定所の吟味の結果、吉右衛門は入牢となったが、その後病気となり溜預けとなって、12月26日に死罪を申し渡され処刑された。

鮎走村甚左衛門：甚左衛門は、宝暦7年江戸にいる百姓代表達への郡上領内の立百姓からの使いとして、那比村久助とともに江戸に着き、秩父屋半七方に泊まった。甚左衛門は半七の紹介で医師の島村良仙に会い、良仙から一通を渡されて、急いで郡上に帰り、早速郡上藩庁へ書状を渡したが、入牢させられた。甚左衛門は評定所の呼び出しで郡上藩から囚人籠に入れられて江戸へ移動中、木曾福島の間所で差し止められたため郡上郡一件吟味書の提出する江戸への到着に間に合わなかった。12月16日ようやく吟味が行われ、秩父屋半七は尋問を受け、島村良仙は重追放、甚左衛門も重追放の判決を受けた。

西洞村与惣衛門：与惣衛門は、宝暦8年の歩岐島騒動に参加し、太刀傷を受けた。9月に評定所の呼び出しによって他の負傷者と共に郡上を出発し、江戸に着き、疵改めの上、入牢した。この年の暮れ病気のため溜預かりとなったが、翌日牢死した。

西洞村孫次：孫次は、常に向鷲見村の五郎作と緊密な連絡を取り、先頭に立って活躍した。評定所判決33人の宝暦騒動手負い人の中に名前があるので、歩岐島騒動に参加して負傷したとみられるが、箱訴状に添えた手負い人35人の中に孫次の名はない。孫次は、宝暦8年9月14日、評定所の呼び出しによって他の負傷した百姓達と共に郡上を出立し、同月24日江戸着、10月3日に疵改めの上、入牢となった。与惣衛門より早い11月16日病気のため溜預けとなり、6日後の11月22日に牢死した。

鮎走村弥七：弥七は、歩岐島騒動に参加して傷を受けた。宝暦8年9月に評定所の呼び出しによって他の負傷者と共に郡上を出立し、江戸に着き、疵改めの上入牢となった。翌11月病気届けを出し、溜預けとなり、12月11日に裁許を目前にして溜にて牢死した。

鮎走村円七：円七は、歩岐島騒動に参加して傷を受けた。宝暦8年9月に評定所の呼び出しによって他の負傷者と共に郡上を出立し、江戸に着き、金森屋敷に預けられた。10月に疵改めがあり、その後獄舎での苦難に耐え抜いて、裁許の日を待った。判決は所払いであった。

鮎走村彦左衛門：彦左衛門は、他の歩岐島騒動手負い人と並んで所払いとなっている。箱訴状添付の負傷者一覧に彦左衛門の名はなく、しかし評定所判決にはその名がある。